

## 新旧対照表

(変更点は下線部で示す。)

改正後	現行
<p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制等について <u>(二訂版)</u></p>	<p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について <u>(改訂版)</u></p>
<p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制については、平成21年10月8日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について <u>(改訂版)</u>」でお示してきたところである。</p> <p>今般、<u>新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行状況と各都道府県における対応状況を勘案し、新型インフルエンザ(A/H1N1)のサーベイランス体制を平成21年12月14日より順次、下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。</u></p> <p>なお、平成21年10月8日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)」第2に掲げる電話による速やか連絡体制については、引き続き、同様の対応をお願いしたい。</p> <p>また、本事務連絡において、インフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。</p>	<p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制については、平成21年8月25日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」でお示してきたところである。</p> <p>今般、<u>「基本的対処方針」及び厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」が平成21年10月1日に改定されたところ、新型インフルエンザ(A/H1N1)のサーベイランス体制を平成21年10月11日より順次、下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。</u></p> <p>(追加)</p>
記	記

第1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制の見直し  
新型インフルエンザに係るサーベイランスについて、以下のとおり見直しを行う。

1 地域における感染拡大の探知のためのサーベイランス

(1) クラスター（集団発生）サーベイランス（別添1）

集団発生に係る厚生労働省への報告対象施設から、保育所を除くこととする。

(2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）

継続して実施する。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(3) ウイルスサーベイランス（別添3）

継続して実施する。

(4) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）

- すべての入院医療機関において、新型インフルエンザ（A/H1N1）に限らず、インフルエンザ様症状を呈する患者の入院を確認した場合に保健所に対し連絡を行うこととする。
- PCR検査は、インフルエンザ様症状を呈する入院患者のうち、死亡例又は重症化した患者のみに行うこととする。

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

(1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

継続して実施する。

第1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制の主な変更は、次に掲げるとおりである。

1 地域における感染拡大の探知のためのサーベイランス

(1) クラスター（集団発生）サーベイランス（別添1）

集団発生の報告は、医療機関・社会福祉施設等において、最初の患者発生後7日以内に10人以上の患者が集団発生した場合に、それらの施設長等からの連絡により把握することに限定し、医師及び学校等の施設長等からの報告を廃止した。

(2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）

保健所が都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）に報告する期日を月曜日から火曜日に変更した。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(3) ウイルスサーベイランス（別添3）

継続して実施する。

(4) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）

継続して実施する。

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

(2) インフルエンザサーベイランス（別添5）

継続して実施する。

(削除)

第2 本事務連絡の第1に掲げるサーベイランスにおいて、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化の防止や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要であることから、次に掲げる事象を把握した都道府県等の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

1 厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行う事象

- (1) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合（検案により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合を含む。）
- (2) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
- (3) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合

2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。

第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいうものとする。

第4 なお、サーベイランスの円滑な移行のため、都道府県等は、次に掲げる日程で、本事務連絡を運用されたい。

(1) 第2の1に掲げる事象

平成21年10月12日からの運用とする。

(2) クラスター（集団発生）サーベイランス

同月12日からの運用で、12日～18日の週の情報を20日までに報告する。

(削除)

第2 変更時期について

都道府県等は、次に掲げる日程で、本事務連絡で変更された事項を運用されたい。

(削除)

(1) クラスター（集団発生）サーベイランス

平成21年12月14日からの運用で、14日～20日の週の情報を22日までに報告する。

(削除)

(2) 入院サーベイランス

平成 21 年 12 月 21 日からの運用とする。

(参考) 平成 21 年 10 月 8 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る今後のサーベイランス体制について (改

訂版)」

第 2 本事務連絡の第 1 に掲げるサーベイランスにおいて、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化の防止や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要であることから、次に掲げる事象を把握した都道府県等の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

1 厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行う事象

- (1) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ (A/H1N1) と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ (A/H1N1) と判明した場合 (検案により新型インフルエンザ (A/H1N1) と判明した場合を含む。)
- (2) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
- (3) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合

(3) インフルエンザ様疾患報告

同月 11 日からの運用で、11 日～17 日の週の情報を 20 日までに報告する。

(4) ウイルスサーベイランス

同月 11 日からの運用とする。

(5) インフルエンザサーベイランス

同月 12 日からの運用で、12 日～18 日の週の情報を 21 日までに報告する。

(6) 入院サーベイランス

同月 15 日からの運用とする。

(追加)

別添 1

1 地域における感染拡大の探知

クラスター（集団発生）サーベイランス

第1 目的

インフルエンザについて、放置すれば、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性がある集団的な継続的に把握する。

第2 実施の概要

インフルエンザの罹患により、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性がある集団発生の把握

1 保健所は、医療機関、社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団的な発生が疑われる事例について、それらの施設長等からの連絡により把握する。

(1) 医療機関の施設長等からの連絡

医療機関の施設長等は、入院患者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、医師によりインフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙1参照）。

(2) 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙2参照）。

(参照)

別添 1

1 地域における感染拡大の探知

クラスター（集団発生）サーベイランス

第1 目的

インフルエンザについて、放置すれば、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性がある集団的な継続的に把握する。

第2 実施の概要

インフルエンザの罹患により、重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性がある集団発生の把握

1 保健所は、医療機関、社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団的な発生が疑われる事例について、それらの施設長等からの連絡により把握する。

(1) 医療機関の施設長等からの連絡

医療機関の施設長等は、入院患者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、医師によりインフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙1参照）。

(2) 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する（別紙2参照）。

(参照)

- 平成 21 年 12 月 14 日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等におけるインフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

2 上記に関わらず、医療機関・社会福祉施設等の施設長等は、発症者の人数を問わず公衆衛生対策上必要な相談は、適宜、保健所に行う。

(参照)

- 平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長/医薬食品局長/雇用均等・児童家庭局長/社会・援護局長/老健局長 事務連絡「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

3 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

4 現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

### 第3 厚生労働省に対する報告について

- 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。
  - 第2の3で把握した保育所を除くインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報

(削除)

- 平成 21 年 10 月 8 日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等におけるインフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

2 上記に関わらず、医療機関・社会福祉施設等の施設長等は、発症者の人数を問わず公衆衛生対策上必要な相談は、適宜、保健所に行う。

(参照)

- 平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長/医薬食品局長/雇用均等・児童家庭局長/社会・援護局長/老健局長 事務連絡「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

3 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

4 現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

### 第3 厚生労働省に対する報告について

- 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。
  - 第2の3で把握した（追加）インフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報

(削除)

2 1の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

#### 第4 実施時期

原則として、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が収束するまで、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

#### 第5 その他

1 第2の4の検査を実施し、新型インフルエンザ（A/H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。

2 第2の4で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

2 1の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

#### 第4 実施時期

原則として、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が収束するまで、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

#### 第5 その他

1 第2の4の検査を実施し、新型インフルエンザ（A/H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。

2 第2の4で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

別紙 1

医療機関におけるクラスターサーベイランスの流れ

<目的>医療機関でのインフルエンザの集団発生を探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

医療機関の施設長等

医療機関の施設長等は、入院患者（インフルエンザによる入院患者以外）、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、一つの集団（クラスター）内にその者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、削除）

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
  - ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
  - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいうア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。（削除）

保健所

保健所は、医療機関の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

医療機関の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、医療機関での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する患者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

医療機関の施設長等

別紙 1

医療機関におけるクラスターサーベイランスの流れ

<目的>医療機関でのインフルエンザの集団発生を探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

医療機関の施設長等

医療機関の施設長等は、入院患者（インフルエンザによる入院患者以外）、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、一つの集団（クラスター）内にその者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、※3）

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
  - ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
  - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいうア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

保健所

保健所は、医療機関の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

医療機関の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、医療機関での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する患者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

医療機関の施設長等

別紙2

社会福祉施設等におけるクラスターサーベイランスの流れ

<目的>社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生を探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、（削除））

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状  
・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
- ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう  
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。（削除）

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、施設等での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する入所者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

社会福祉施設等の施設長等

別紙2

社会福祉施設等におけるクラスターサーベイランスの流れ

<目的>社会福祉施設等でのインフルエンザの集団発生を探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザの診断がなされた場合は、保健所に連絡する。（※2、※3）

迅速な連絡

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状  
・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
- ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう  
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、施設等での感染防止対策実施状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じるよう指導する。

- ① インフルエンザ様症状を呈する入所者からの感染防止対策の徹底
- ② インフルエンザ様症状を呈する職員等に対する外出自粛の要請等
- ③ 接触歴のある患者・職員に対する検温、症状聴取の開始、マスク着用の指導
- ④ 臨時休業検討の相談等

社会福祉施設等の施設長等

別添 2

1 地域における感染拡大の探知

インフルエンザ様疾患発生報告

第1 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握する。

第2 実施の概要

- 1 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。
- 2 保健所は、1で入手した情報を、1週間分（日曜日から土曜日まで）集計し、翌週火曜（休日の場合は翌営業日）までに、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

（参照）（略）

第3 （略）

第4 実施時期

秋からインフルエンザの流行が見込まれる時期を経て、その流行がおさまって小康状態となるまで継続する。

別添 2

1 地域における感染拡大の探知

インフルエンザ様疾患発生報告

第1 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握する。

第2 実施の概要

- 1 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。
- 2 保健所は、1で入手した情報を、1週間分（日曜日から土曜日まで）集計し、翌週火曜（休日の場合は翌営業日）までに、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

（参照）（略）

第3 （略）

第4 実施時期

秋からインフルエンザの流行が見込まれる時期を経て、その流行がおさまって小康状態となるまで継続する。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視  
ウイルスサーベイランス

第1 目的

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立てる。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型（A型、H1、H3、新型H1、B型）を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザ（A/H1N1）の割合を評価する。

第2 （略）

（参照） （略）

第3 （略）

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 （略）

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視  
ウイルスサーベイランス

第1 目的

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立てる。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型（A型、H1、H3、新型H1、B型）を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザ（A/H1N1）の割合を評価する。

第2 （略）

（参照） （略）

第3 （略）

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 （略）

別添 4

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視  
インフルエンザ入院サーベイランス

第1 目的

新型、季節性を問わずインフルエンザと診断された入院患者の数及びその臨床情報を把握することにより、当該感染症による重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とする。

第2 実施の概要

1 すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合（削除）、所管の保健所に対し連絡を行う。また、当該医療機関においては、極力、死亡、脳症、人工呼吸器装着、又は集中治療室入室の患者の検体を採取しておくこととする。

(削除)

2 (削除) 当該連絡を受けた保健所は、患者の入院する医療機関に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

3 また、保健所は、死亡、脳症、人工呼吸器装着、又は集中治療室入室の患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査を行うよう依頼する。

4 さらに、保健所は、患者の入院する医療機関と連携し、患者の臨床情報を、

別添 4

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視  
インフルエンザ入院サーベイランス

第1 目的

新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された入院患者の数及びその臨床情報を把握することにより、当該感染症による重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とする。

第2 実施の概要

1 すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合（ただし、インフルエンザ迅速診断キットB型陽性である場合等、新型インフルエンザ（A/H1N1）であることが除外される場合を除く。）、所管の保健所に対し連絡を行う。また、当該医療機関においては、極力、患者の検体を採取しておくこととする。

2 当該連絡を受けた保健所は、患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査を行うよう依頼する。

3 PCR検査が陽性だった場合、保健所は、患者の入院する医療機関に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

(追加)

4 また、保健所は、患者の入院する医療機関と連携し、患者の臨床情報を、

週に一度、原則として報告日の前日に更新するものとし、更新した最新の情報を火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県等の本庁に報告する。なお、運用指針に示された治療上において医師が必要と認める場合で、PCR検査の実施が行われたものの検査結果は、追加して報告されたい。

（参照）

- ・平成21年10月1日付け「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」の2.（1）

### 第3 厚生労働省に対する連絡

1 都道府県等は、第2の2・3・4で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。

当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

（削除）

### 第4 実施時期

通年、実施する。しかし、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの患者の発生状況に応じて、上記の運用方針（報告方法、報告様式等）について、適時に見直しを行う。なお、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行う報告については、来年1月下旬までに各保健所単位での入力を可能とするため、それに伴う変更について、おって連絡することとする。

週に一度、原則として報告日の前日に更新するものとし、更新した最新の情報を火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県等の本庁に報告する。

（追加）

（追加）

### 第3 厚生労働省に対する連絡

1 都道府県等は、第2の3で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。

当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

2 都道府県等は、第2の4で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。

当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

### 第4 実施時期

通年、実施することとするが、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大し、患者数が多くなった時期には、上記の運用方針（報告方法、報告様式等）について、適時に見直しを行う。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

第5 その他

- 1 第2の3で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。
- 2 本サーベイランスにおいて報告の対象となるインフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものとは、すなわち、一定程度以上の重症患者である。

第5 その他

- 1 第2の2で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。
- 2 本サーベイランスにおいて報告の対象となるインフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものとは、すなわち、一定程度以上の重症患者である。

別添 5

3 全体的な発生動向の把握

インフルエンザサーベイランス

第1 目的

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

第2 (略)

第3 厚生労働省に対する報告について

保健所は、第2により入手した情報を、毎週水曜までに、厚生労働省に報告することとする

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。

別添 5

3 全体的な発生動向の把握

インフルエンザサーベイランス

第1 目的

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

第2 (略)

第3 厚生労働省に対する報告について

保健所は、第2により入手した情報を、毎週水曜までに、厚生労働省に報告することとする

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。